



目 次

◇ 告 示	ページ
○ 歩行者利便増進道路の指定【都市整備局道路部道路計画課】	2
○ 利便増進誘導区域の指定【都市整備局道路部管理課】	4
◇ 上下水道局	
○ 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】	6

## 北九州市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年2月3日から令和8年3月5日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

北九州市長 武内和久

### 1 歩行者利便増進道路の指定日

令和8年2月3日

### 2 道路の種類及び路線名

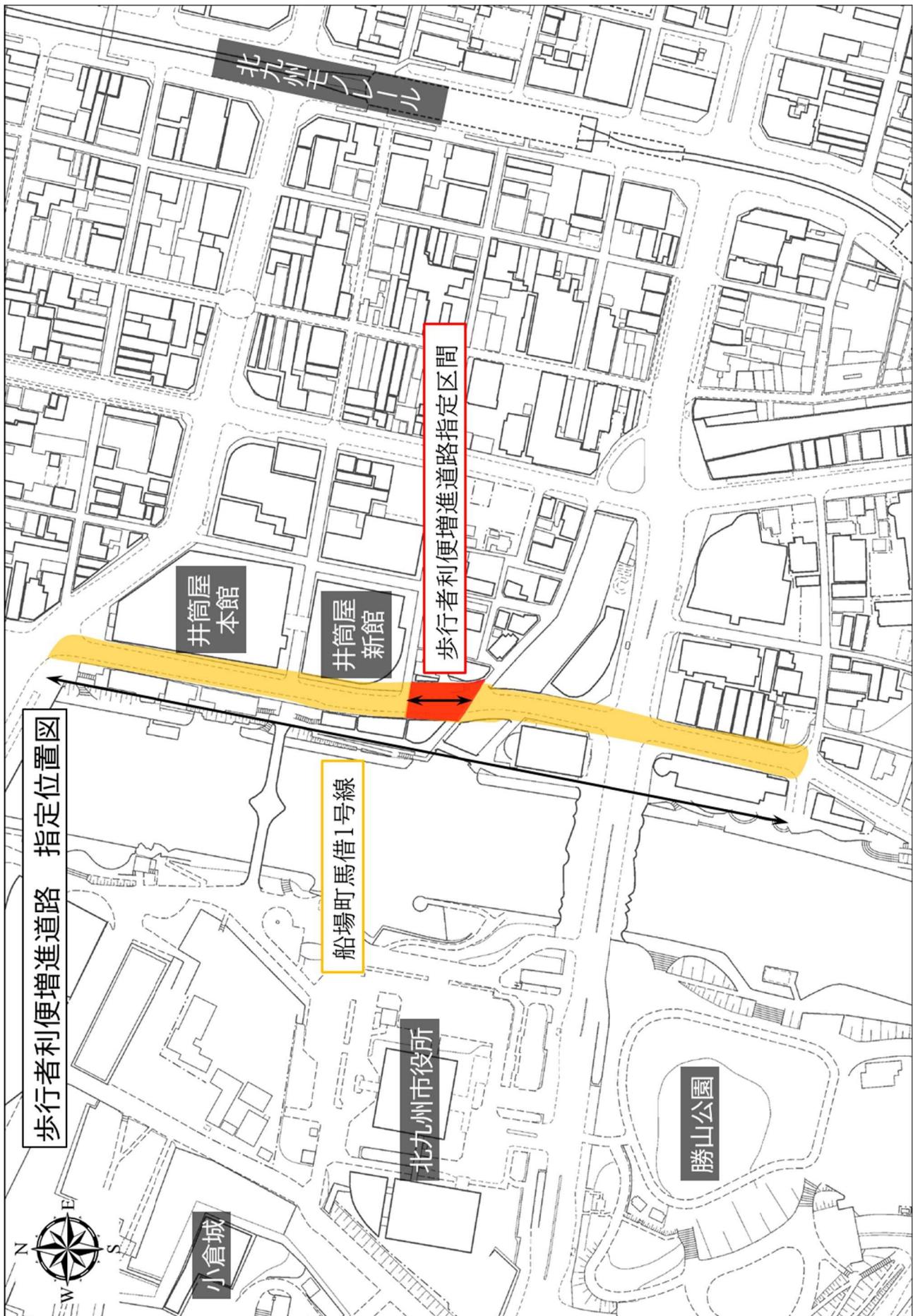
道路の種類	路線名
市道	船場町馬借1号線

### 3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）

路線名	区間
船場町馬借1号線	北九州市小倉北区船場町75番1地先から北九州市小倉北区船場町227番1地先まで

### 4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部道路計画課



## 北九州市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第4号の規定により利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年2月3日から令和8年3月5日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

北九州市長 武内和久

- 1 利便増進誘導区域の指定日

令和8年3月6日

- 2 道路の種類及び路線名

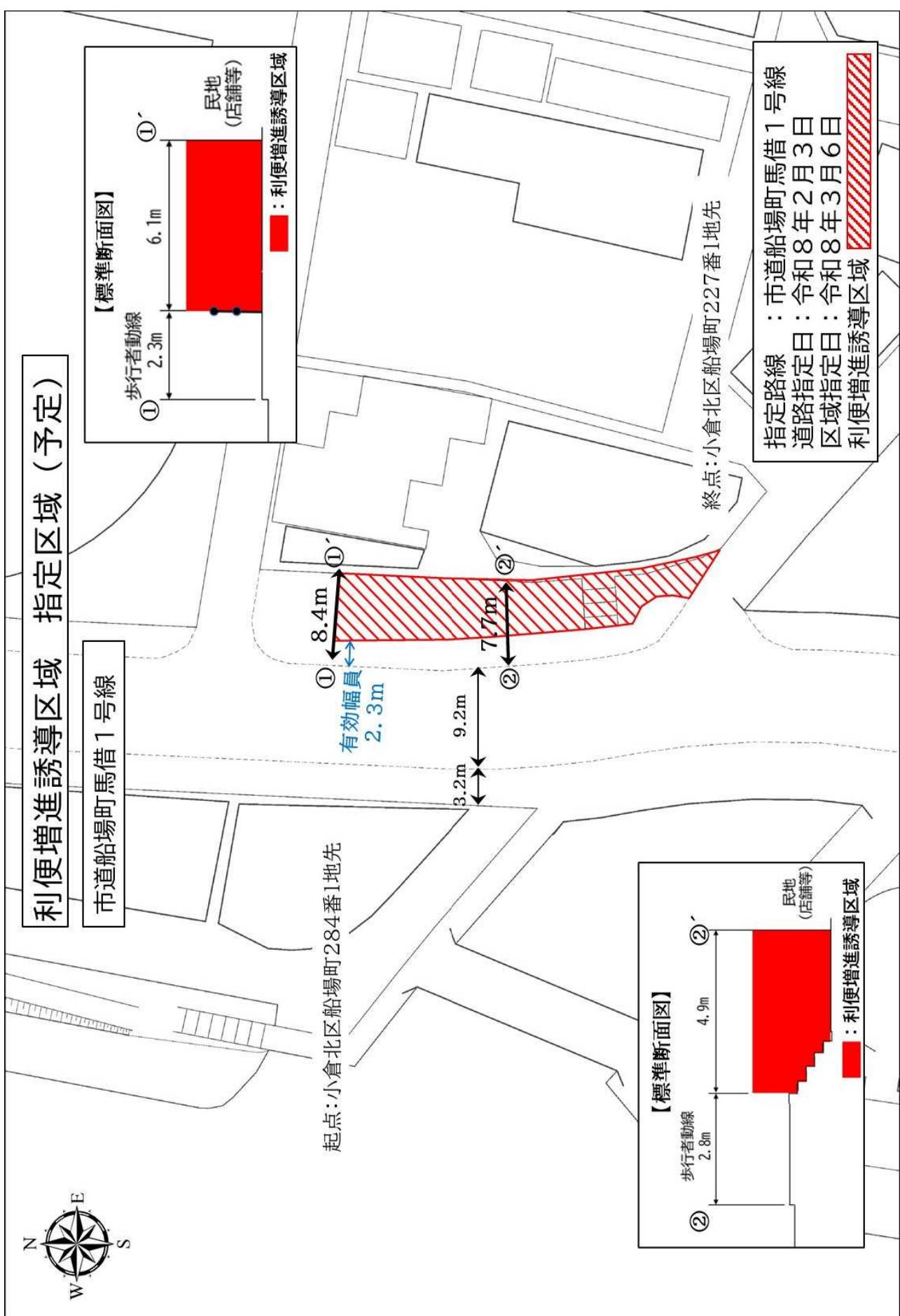
道路の種類	路線名	区間
市道	船場町馬借1号線	北九州市小倉北区船場町284番1地先から北九州市小倉北区船場町227番1地先まで

- 3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙のとおり

- 4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部管理課



## 北九州市上下水道局公告第11号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月3日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラーデジタル複合機3台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町96番地の3  
日明浄化センター  
北九州市小倉北区西港町96番地の3  
水質管理課検査係  
北九州市八幡西区夕原町1番1号  
皇后崎浄化センター
- (5) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5年間分）を乗じて得た金額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和8年2月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにて無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市上下水道局下水道部施設課に連絡すること。

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

- (4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行われなければならない。

- (5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和8年2月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便により、令和8年2月16日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎東棟5階上下水道局大会議室

イ 日時 令和8年3月5日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課  
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号  
電話 093-582-2485